

- 過疎地域市町村
- 過疎地域とみなされる市町村
- 過疎地域とみなされる区域（旧町村域単位）

過疎地域とは...

[過疎地域市町村]

過疎地域市町村は、過疎法第2条第1項の要件又は第32条によって第2条第1項が読み替えられて適用される要件に該当する市町村です。

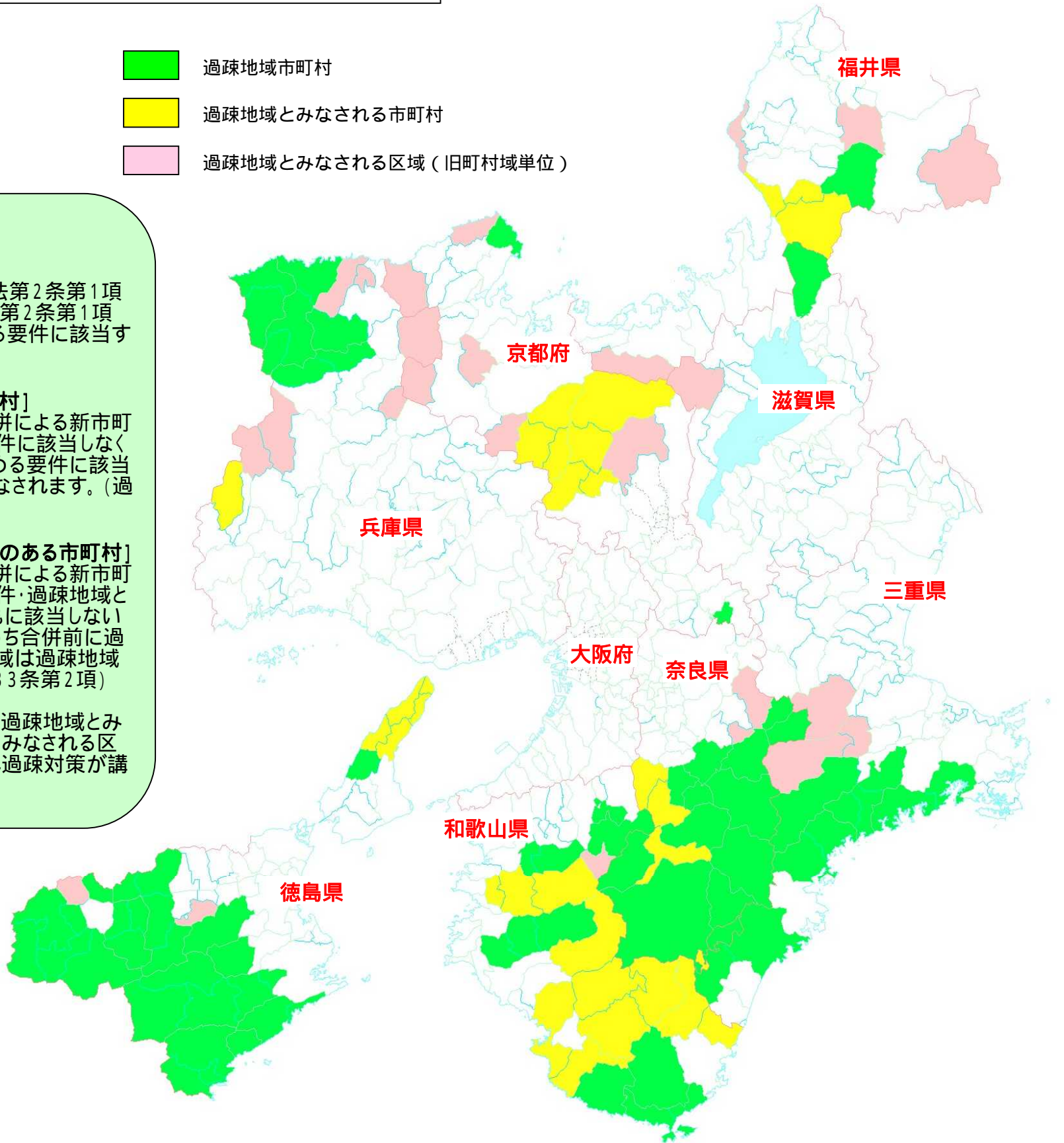
[過疎地域とみなされる市町村]

過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件に該当しなくても、過疎法施行規則に定める要件に該当する場合には過疎地域とみなされます。（過疎法第33条第1項）

[過疎地域とみなされる区域のある市町村]

過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件・過疎地域とみなされる市町村の要件ともに該当しない場合でも、その新市町村のうち合併前に過疎地域であった市町村の区域は過疎地域とみなされます。（過疎法第33条第2項）

これらの過疎地域市町村、過疎地域とみなされる市町村、過疎地域とみなされる区域は、過疎法により指定され過疎対策が講じられています。



注 ・大阪府は過疎市町村が存在しない

府県名	全市町村数	市	町村	計	比率%	過疎市町村（旧町村）名	(H19.4.1 現在)
福井県	17	2	4	6	35.3	池田町、南越前町、旧「越前町」、旧「美山町、越廼村」、旧「名田庄村」、旧「和泉村」	
三重県	29	3	4	7	24.1	大台町、紀北町、熊野市、南伊勢町、大紀町、旧「美杉村」、旧「飯高町、飯南町」、	
滋賀県	26	1	1	2	7.7	余呉町、旧「朽木村」	
京都府	26	4	3	7	26.9	伊根町、笠置町、南丹市、京丹波市、旧「京北町」、旧「三和町、夜久野町、大江町」、旧「丹後町、久美浜町」	
兵庫県	41	6	3	9	22.0	新温泉町、淡路市、香美町、佐用町、養父市、旧「山東町」、旧「五色町」、旧「城崎町、竹野町、但東町」、旧「千種町、波賀町」	
奈良県	39	2	12	14	35.9	天川村、上北山村、十津川村、川上村、野迫川村、黒滝村、東吉野村、五條市、御杖村、下市町、吉野町、下北山村、曾爾村、旧「菟田野町、室生村」	
和歌山県	30	2	11	13	43.3	有田川町、古座川町、白浜町、北村村、新宮市、紀美野町、すさみ町、串本町、田辺市、九度山町、日高川町、高野町、旧「花園村」	
徳島県	24	3	10	13	54.2	海陽町、勝浦町、上勝町、神山町、佐那河内村、つるぎ町、那賀町、美波町、美馬市、三好市、牟岐町、旧「三好町」、旧「美郷村」	

関西2府4県で過疎地域等の人口(H18.3.31 住基)は圏域全人口の3.0%の割合であり、首都圏に次いで少ない。
 (全国平均 8.9%、北海道 23.2%、東北圏 23.3%、首都圏 1.1%、北陸圏 7.5%、中部圏 3.7%、中国・四国 18.8%、九州・沖縄圏 20.3%)
 過疎地域を含む市町村の府県内面積割合は、徳島県(72.5%)、奈良県(69.7%)、和歌山県(67.2%)の3県が特に高い。
 (全国 54%、福井県 28.7%、三重県 34.5%、滋賀県 8.3%、京都府 37.3%、兵庫県 26.1%)
 過疎化の顕著な地域について、紀伊半島の中山間地域において最も高くなっている。